

日 時：令和6年11月20日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：小川委員長代理、大島委員、浅井委員、清水委員、加藤委員、梶田委員、
高村委員、小笠原委員、
西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、藤原委員長が御欠席でございます。

まず初めに、11月12日に第5回「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」が開催されましたので、検討会座長の清水委員に、その内容について御報告をいただきたいと思います。清水委員、よろしくお願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

先週12日に第5回検討会を開催いたしました。冒頭に、第4回検討会でIT連、経団連より指摘がありました資料の扱いにつきまして、座長、座長代理、事務局で整理した結果を報告しましたところ、構成員・関係団体から異議は示されず、御理解、御納得いただきました。

それから、その後ですけれども、課徴金制度における算定方法や団体訴訟制度に関連する事例、認定個人情報保護団体の現状について事務局から説明し、議論を行いました。

その中で、宍戸座長代理からは、これまで行われてきた議論を整理し、議論を次の段階に進めるべきという意見が示されました。座長としましても、当該意見については賛同するところでございまして、こうした意見を踏まえた上で、次回検討会の内容等を事務局と相談しながら、現在、検討を進めております。

また、検討会の最後に、先月の10月16日に当委員会で決定しました「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」の資料についても事務局より検討会において御説明し、御意見を頂戴しましたことも併せて御報告いたします。

以上です。

○佐々木総務課長 ありがとうございました。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、小川委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○小川委員長代理 それでは、ただいまから第307回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は一つです。

議題1 「「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する

る意見募集の結果について、御説明させていただきます。

今回の規則改正案は、個人情報保護法の官民一元化に伴う、法第28条第1項に基づく委員会規則第15条における既存の個人の権利利益を保護する上で、我が国と同等にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として指定する要件における、文言調整のための所要の改正を行うとともに、法第71条第1項においても、法第28条第1項同様に外国指定の要件を委員会規則で定めるとされていることから、委員会規則において同要件等の新設を行うものです。

規則改正案については、資料1-1に記載のとおり、本年8月29日から9月27日まで意見募集を行い、延べ17件の御意見が寄せられました。

資料1-1別紙では、意見募集にて御提出いただいた御意見及び「御意見に対する考え方」をまとめております。御意見のうち、主なものを御説明いたします。

まず、1ページの1番及び6ページの9番の御意見は、条文案中の各用語の定義についてのものでした。

「御意見に対する考え方」としては、当該用語の定義を回答しています。

次に、1ページの2番及び3ページから5ページの7番の御意見は、その内容が、現在のEUとの協議の内容に係るものでした。そのため、「御意見に対する考え方」としては、今後の協議に支障を来すおそれがあることから、回答を差し控えさせていただく旨を回答しております。

次に、3ページの6番、5ページから6ページの8番及び7ページの11番の御意見は、規則改正案第15条第1項第1号並びに第45条の2第1項第1号及び第4号の規定の趣旨についてのものでございました。

「御意見に対する考え方」としては、当該規定の趣旨を回答しております。

最後に、6ページから7ページの10番、7ページから8ページの12番及び9ページから10ページの15番は、規則改正案第15条第1項第5号及び第45条の2第1項第5号並びに第45条の2第4項の規定ぶりについての御意見でした。

「御意見に対する考え方」としては、当該規定ぶりとした理由を回答しております。

規則改正案については、資料1-2のとおりでございますが、意見募集の御意見を踏まえて検討した結果、条文案の修正等を行いませんでした。

最後に、規則改正案について、本日、委員会で御承認いただきましたら、準備が整い次第公布させていただきたいと存じます。なお、施行日については、公布の日からを予定しております。

事務局からの説明は以上になります。

○小川委員長代理　ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

清水委員、お願いします。

○清水委員　ありがとうございます。

EUとの協議につきましては、円滑に進めていただくということをお願いしたいと思えます。

規則改正案、それから「御意見に対する考え方」の記述については、特に修正意見はございません。これで結構かと思えます。その上で、1点意見を申し上げたいと思っています。

今回、17件の御意見が寄せられたということで、多く関心を持たれている事項かと思えます。おそらく、今後、本格的に施行されることになると、いろいろな疑問が行政機関等から出てくるだろうと思えます。これらに対して、丁寧にお答えいただきたいと思っております。

私が、一番あり得るなと思っているのが、御意見の3番のような委託が絡むケースです。行政機関等としては、国内の業者に委託をした際、それが外国の事業者等に再委託されるようなケースがあると思えます。この御意見は、法第28条が適用になることを明言すべきというものと解されますが、適用になること自体は自明ということで、このような「御意見に対する考え方」になっていると理解しております。これはこれで結構かと思うのですが、その法第28条を含む法第4章の部分が、委託元と再委託先の間に立つ国内の事業者に適用になるとなりますと、ほかの法第4章の規定はどうなのかということにも、やはり、疑問が及ぶと思うのです。

例えば、安全管理措置というのがありますが、これは行政機関等だと法第66条にあって、民間事業者だと法第23条になるのですが、この法第23条が適用になるのかどうかという点や、仮に法第23条が適用になるとしたら、安全管理措置について公表しなくてはいけないのですが、外的環境の把握の部分についても公表するのかなど、いろいろ疑問が出てくるのではと思うところです。

これからガイドライン、Q&A等を整備していくのだと思うのですが、そういった疑問に対して丁寧に御対応いただきたいと思っております。御検討をお願いします。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

事務局から何かありますか。

○山口参事官 御意見、どうもありがとうございました。

EUとの協議につきましては、鋭意作業を進めていきたいと思っています。

また、御意見の3番ですけれども、施行に当たっては、やはり行政機関、地方公共団体等で疑問が生じるだろうということは、御指摘のとおりだと思います。実際に個人情報を取り扱う事業者や行政機関等の立場に立って、丁寧に対応していきたいと思えます。御意見、どうもありがとうございます。

○小川委員長代理 ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしい

でしょうか。

ありがとうございます。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては、ただいまの議論も含めまして所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要についてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議を閉会いたします。お疲れさまでした。